

福島県犯罪被害者等支援計画改定（案）の概要

改定のポイント

これまでの基本方針、施策の柱を継続した上で、読み手にわかりやすい構成等とするとともに、国の第五次犯罪被害者等基本計画に準じた施策を追加した。

○現計画の「第1章の7 重点的取組」と「第3章 具体的な施策の内容の統合」

○犯罪被害者等支援を取り巻く状況の見える化（関係指標の追加）

○多機関ワンストップサービスによる切れ目のない支援の追加

○被害者手帳の作成・交付及び支援経過のカルテ化の実施の追加

○犯罪被害者等支援弁護士制度の周知の追加

第1章 計画の基本的事項

○計画の位置付け

福島県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

○基本方針

- ①個人としての尊厳の尊重 ②事情に応じた適切な支援
- ③途切れることのない必要な支援の提供

○計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5か年）

○進行管理

毎年実施状況を取りまとめ、「福島県犯罪被害者等支援施策推進会議」による検証を行う。

第2章 犯罪被害者等の現状

○県内における犯罪被害者等の状況

- ・刑法犯認知件数は増加しており、重要犯罪認知件数は横ばいである。
- ・（公社）ふくしま被害者支援センターにおける相談支援件数は増加傾向にあり、性犯罪に関する電話相談件数が多い。

第3章 具体的な施策の内容

施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

- 多機関ワンストップサービスの円滑な運用
- 市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・再被害の防止

- 精神的・身体的被害の回復のためのカウンセリング等の充実

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

- 犯罪被害者等に関する県民の理解の増進

第4章 施策推進の考え方

○基本目標

「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」

○施策の柱

条例（第12条～第27条）において定めた「基本的な施策」を取組内容に応じて、4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進する。

関係指標

○内容

犯罪の発生状況、犯罪被害者等に係る施策等を数値で示すことにより、現状や施策の見える化に努める。